

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症共同生活介護 重要事項説明書

様

利用者様（または利用者様の家族）が利用しようと考えておられる介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明致します。

以下、指定介護予防認知症対応型共同生活介護と要支援2については、それぞれ指定認知症対応型共同生活介護等、要介護等で記載したこれに充当するものとします。

1. サービスを提供する事業主

事業主名称	株式会社 榎の木
代表者氏名	代表取締役 富樫正樹
法人所在地	山形県酒田市山寺字宅地 1 5 9 番地 T E L 0234-62-3555 F A X 0234-61-4976

2. サービス提供を担当する事業所の概要

事業所名	グループホーム眺海
開設年月日	平成 16 年 11 月 20 日
事業者番号	0673200374
事業所所在地	山形県酒田市山寺字宅地 159 番地
連絡先	T E L 0234-62-2730 F A X 0234-61-4975
定員及びユニット数	利用定員 18 人 ユニット数 2 ユニット（1 ユニット定員 9 名）
事業所の責任者	管理者 高橋 利美子
敷地面積	2,390.60 m ²
建物の概要	木造平屋建て
居室の概要	全室個室、各室洗面所・押入れ収納庫設置
共用設備の概要	トイレ（各ユニット 3 箇所）居間、食堂、浴室、脱衣室、台所、洗濯室
防犯防災設備・ 避難設備の概要	消火器、非常用照明、避難誘導灯、自動火災報知設備、スプリンクラー設備 防犯用カラーボール 人感センサー

3. 職員の体制

職名	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1 人		1 人			介護福祉士
計画作成担当者	2 人		2 人			介護福祉士 介護支援専門員
介護職	12 人以上	6 人以上	4 人以上		2 人以上	介護福祉士 ヘルパー 2 級 介護職員初任者研修
看護職	1 人		1 人			正看護師

4. 勤務体制

早番	7:00 ～ 16:00	早△番	7:00 ～ 12:00
早●番	7:00 ～ 14:00	日○番	8:30 ～ 15:30
日勤	8:30 ～ 17:30	日△番	8:00 ～ 17:00
午後番	13:30 ～ 17:30	午前番	8:30～ 12:30
夜勤	16:00 ～ 9:00		

5. 事業所の目的・運営方針

目的	介護保険法令に従い、認知症によって自立した生活が困難になった利用者、心身の状況や希望により、意欲的に居宅において生活が継続できるよう短期利用が必要な利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して日常生活を営むことができるよう支援する。
運営方針	1. 当事業所において提供するし認知症対応型共同生活介護等は、介護保険法令並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨に沿ったサービスを提供する。 2. 利用者の意思及び人格・人権の尊重に努めるとともに、個別の介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。また、短期利用の利用者においては、担当する居宅介護支援専門員が作成する、居宅サービス計画に沿った介護計画を作成し、適切なサービスを提供する。 3. 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 4. サービスの担い手が、常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるよう管理、評価を行う。 5. 短期利用者のサービス提供においては、担当する居宅介護支援専門員と常に連携を図る。

6. 認知症対応型共同生活介護等サービス

介護サービスの内容と提供	介護保険給付対象サービスとして、入浴・排泄・食事・着替え等の介護、その他生活上の世話・心身の機能訓練、相談・援助等を受けることができ、事業所は認知症対応型共同生活介護等計画書に基づき各種サービスを懇切丁寧に提供するとともに、当該説明書に記載のある介護保険給付対象外サービスの提供も行う。いずれについても利用者、家族に対し提供方法等の説明を行い、同意を得、介護サービス計画書及び当該説明書を交付する。
--------------	---

7. 緊急時・事故発生時の対応方法

緊急時の対応	利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、家族、看護師、主治医、協力医療機関等と連絡をとり、救急搬送等の必要な措置を医療連携体制に則り講じる。
事故発生時の対応	サービス提供時や非常災害等で事故が発生した場合は、利用者の処置・避難等の適切な措置を講じるとともに、医療連携体制、必要に応じて行政や関係機関への報告も行う。 なお、事業所として損害賠償責任保険に加入している。

8. 非常災害対策

非常災害対策	当事業所は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。 防火管理者を配置し防災計画を定め、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとし、非常災害に備えて年4回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。
--------	---

9. 入居・利用にあたっての条件

入居・利用にあたっての条件	要介護等であって認知症の状態にある者（著しい精神症状を呈する者及び著しい異常行動のあるもの、並びに認知症の原因となる疾患が急性期の状態にある者を除く）で、共同生活居住において共同生活を送ることが可能な者とする。
---------------	---

10. 入居に当たっての留意事項

面会および外出・外泊	面会時間は10:00～17:30までとし、かぜ症状のある方などの面会はお断りする場合があります。 外出・外泊については、決まり次第すみやかに事業所へ申し出ていただきます。所定の届出用紙を記入し、前日までに提出してください。
金品等の持込みおよび差し入れ	金銭や物品などを持込む場合は事前に事業所へ申し出ていただきます。貴重品については極力持込みをひかえてください。入居者様への差し入れ等がある場合は事前に職員へ申し出てください。
貸与物品	建物や備品、貸与物品は大切に取扱ってください。
金銭管理	金銭の貸し借りは行わないでください。
宗教活動等	他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利行為は行わないでください。

11. 秘密の保持と個人情報の保護

利用者様及び家族に関する秘密の保持について	当事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。 職員が本規程に反した場合には損害賠償を求めることとします。 また、秘密保持については業務を終了した後も継続する。
-----------------------	---

個人情報の保護について	当事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報、及び利用者様の家族の情報を利用いたしません。 利用者様及び利用者様の家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を以って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
-------------	---

1 2. 衛生管理について

衛生管理	施設、設備の衛生管理については、衛生管理マニュアルに基づき、掃除、食器、飲用水、食材等について衛生的な管理を行う。食中毒や感染症の予防・まん延についてもマニュアルに従い、必要に応じて行政、保健所の助言・指導を受ける。 職員研修を必須として衛生管理を行っていく
------	---

1 3. 高齢者虐待防止のための取組

利用者の人権の擁護・虐待の防止措置	研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努め、個別支援計画の作成を行うなど適切な支援を行う。また、利用者の権利擁護に取り組めるような環境の整備にも努め、職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を構築していく。
-------------------	---

1 4. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

身体拘束の措置	利用者の生命または身体を保護するため、身体拘束その他により利用者の行動は制限しない。やむを得ない場合については、利用者、家族に「身体拘束に関する説明者」に基づき説明を行ったうえで同意を得る。拘束の必要理由、方法、時間、心身の状況等を報告するとともに、記録・評価を実施し一刻も早い拘束解除を目指して取組んでいく。
---------	--

1 5. 運営推進会議について

運営推進会議	利用者、家族、市の職員及び、地域住民の代表者等によって運営推進委員を構成し、概ね2ヶ月に1度運営推進会議を開催する。利用者の活動状況等の報告を行い、評価、要望、助言等をいただき運営に生かしていく。
--------	---

1 6. サービスおよび利用料等（1ヶ月を30日の計算）

保険給付サービス		介護報酬の公示上の額（下記保険給付基本料金）
保険対象外	居室の提供費（家賃）	30,900円（1日当たり1,030円）
	食材費（食費） （おやつ代含む）	29,700円（1日当たり990円）
	水道光熱費	15,000円（1日当たり500円）

サ ー ビ ス	その他、個人消耗品等、個人の実費	利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする (おむつ代、理美容代、通院費、化粧品代、新聞代、雑誌代、催事参加費、趣味活動材料費、ベッドのレンタル料等)
------------------	------------------	--

※ 月途中における入居、退居は日割り計算とする

※ 短期利用については、利用日数に1日当りの金額を乗ずる。(短期利用の期間は30日を限度とする)

保険給付基本料金

一日当りの保険給付費（自己負担金額は1割または2割若しくは3割となります）		
(認知症対応型共同生活介護費Ⅱ)	入居	短期利用
要支援2	7,480円	7,760円
要介護1	7,520円	7,800円
要介護2	7,870円	8,160円
要介護3	8,110円	8,400円
要介護4	8,270円	8,570円
要介護5	8,440円	8,730円
初期30日の加算額	300円	なし
医療連携体制加算（要支援2除く）	590円	590円
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 220円	220円
Ⅱ (Ⅰ) から (Ⅲ) のいずれか	(Ⅱ) 180円	180円
Ⅲ (Ⅰ) から (Ⅲ) のいずれか	(Ⅲ) 60円	60円
認知症専門ケア加算（認知症日常生活）	自立度Ⅲ以上 30円	自立度Ⅲ以上 30円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6ヶ月に1回（入居時・ほか二回）50円	なし
看取り介護加算	死亡日以前31～45日以下 720円 死亡日以前4～30日以下 1,440円 死亡日以前2日又は3日 6,800円 死亡日 12,800円	なし
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×10円の11.1%	所定単位数×10円の11.1%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	Ⅱ の3.1%	Ⅱ の3.1%

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬にプラス0.1%の上乗せが、令和3年4月から9月末迄あります。

17. 金銭管理

金銭等の管理	現金及び預貯金について原則として管理しません。また、財産管理運用も行いません。ただし、日常生活に必要な金銭の保管及び家族等の事情などから管理が必要と認められた場合は、預かり金規程に則って行う。
--------	--

18. 利用料、その他の費用請求及び支払い方法

利用料、その他の費用請求方法	利用料その他の費用は、利用のあった月の合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月 15 日までに利用者様にお届けいたします。
利用料、その他の費用支払い方法	請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ① 現金支払い ②銀行口座振込み ③口座引落（事前に手続きが必要となります） ※できる限り口座引落をお願いしております。

19. 介護支援業務に関する相談・苦情のご利用者相談室について
ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

【グループホーム眺海】 苦情相談担当者 高橋利美子	所在地 山形県酒田市山寺字宅地 159 番地 電話番号 0234-62-2730 FAX 番号 0234-61-4975 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
------------------------------	--

当事業所の他に、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

【市町村の窓口】 酒田市役所 介護保険課	所在地 山形県酒田市本町 2 丁目 2-4 5 電話番号 0234-26-5363 FAX 番号 0234-26-5796 受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土日、祝日除く）
【公的団体の窓口】 山形県 国民健康保険団体連合会	所在地 山形県寒河江市大字寒河江字久保 6 電話番号 0237-87-8006 FAX 番号 0237-83-3354 受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土日、祝日除く）

20. 協力医療機関・協力歯科医院及び協力施設

協力医療機関	医療法人 徳洲会 庄内余目病院 電話番号 0234-43-3434 FAX 番号 0234-43-3516 岡田内科循環器科クリニック 電話番号 0234-21-3715 FAX 番号 0234-21-3701
協力歯科医療機関	高橋歯科医院（訪問歯科診療） 電話番号 0234-62-2023 FAX 番号 0234-62-2917 医療法人 徳洲会 庄内余目病院 電話番号 0234-43-3434 FAX 番号 0234-43-3516
協力施設	医療法人 徳洲会 介護老人保健施設 徳田山

	電話番号 0234-61-4040 F A X 番号 0234-62-3993
--	--

注意 この『重要事項説明書』は、利用者様と事業所の契約内容と同一の内容であります。契約中は大切に保管してください。

平成 22 年 12 月 10 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 8 月 1 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 8 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 8 月 1 日改定

令和元年 10 月 1 日改定

令和元年 11 月 12 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

重要事項説明書 受取書

「個人情報の使用に係る同意書」「重度化した場合における対応に係る指針」
「認知症対応型共同生活介護事業に於ける看取りに関する指針」についても説明
を受け同意し、これを受け取りました。また、自己評価及び外部評価結果につきま
しても説明を受けこれを受け取りました。

説明年月日	令和	年	月	日（	）
-------	----	---	---	----	---

事業者	所在地	山形県酒田市山寺字宅地 1 5 9 番地
	名称	株式会社檜の木 代表取締役 富樫正樹
	説明者氏名	印

利用者確認欄

利用者	住所	
	氏名	印

身元引 受人	住所	
	氏名	印

作成者
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
株式会社檜の木 グループホーム眺海 平成 29 年 8 月 1 日作成
平成 29 年 11 月 1 日改正 平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 8 月 1 日改正 令和元年 10 月 1 日改正
令和元年 11 月 12 日改正 令和 3 年 4 月 1 日改正